

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 8 日

指定介護保険事業者 各位

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に基づく業務管理体制の整備に係る届出については、現在、届出書の郵送等により提出をいただいているところですが、今般、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）が構築され、下記の日時以降、電子申請等による届出が可能となりますのでお知らせします。

なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要になりますので、下記3に沿って手続きを行うとともに、必要に応じて、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）及び別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））をご確認いただき対応願います。

記

1 届出システム運用開始日時

令和5年3月28日（火）13時00分

2 業務管理体制の整備に関する届出が必要な場合

介護保険法に基づき、全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じ、以下①の事項について、関係行政機関に届け出る必要があります。（介護保険法第115条の32第1項及び第2項）

また、以下①又は②の事項に変更がある場合についても、届出が必要となります。（介護保険法第115条の32第3項）

なお、詳細については、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）を確認ください。

① 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の40第1項第1号から第4号に基づく届出事項

- ・ 第1号 事業者「名称」、「主たる事務所の所在地」、代表者「氏名」、「生年月日」、「住所」、「職名」
- ・ 第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- ・ 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

- ・ 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

- ② 介護保険法第115条の3第2項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）

- ・ 事業所等の指定等により、事業者が管理する事業所が増減し、事業展開地域が変更となり、届出先区分の変更が生じた場合

3 届出システムを利用した初回届出時の初期設定について

(1) 新規参入する事業者が届出システムを利用して届出を行う場合

別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））の6頁に記載のURLをブラウザに貼付し、アクセス後「初めて本システムを利用される方へ：新規に届出を行う場合はこちら」をクリックして必要な手続きを行ってください。

(2) 既存事業者（事業者（法人）番号を発行済み）が届出システムを利用して届出を行う場合

① 別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））の6頁に記載のURLをブラウザに貼付し、アクセス後「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリックしてください。

② 「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリック後の画面に以下の必須項目の情報を全て入力後、確認ボタンをクリックし、入力内容を確認し、実行をクリックします。

- ・ 事業者（法人）番号
（*エラー表示が出た場合は、過去の事業者（法人）番号を入力）
- ・ 連絡先メールアドレス
- ・ 連絡先（担当者の所属・氏名・フリガナ）
- ・ 電話番号

③ 連絡先メールアドレス宛てに、ユーザ登録完了のお知らせが届きます。

④ 上記③により、届出システムの初期設定は完了です。

⑤ 次回利用時からログイン画面より、ユーザIDとパスワード（事業者（法人）番号）を入力することで届出システムを利用することができます。

4 留意事項

(1) 届出システム以外での届出処理について

届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。

(2) 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）について

今回、別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））については、初版であるため送付しております。

なお、届出システム稼働後については、届出システムよりダウンロードし、閲覧が可能です。

(3) 介護保険法第115条の3第2項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）について

変更前の区分による届出先及び変更後の区分による届出先の双方に、届出を行う必要がありますが、届出システムによる届出を行った場合は、一度の届出で双方の届出先に情報が伝達されます。